

|                                   |                     | 個別の課題                                 | 検討(対応)状況 |   |
|-----------------------------------|---------------------|---------------------------------------|----------|---|
| 1 障害者の就労について                      | ②就労サービスと相談支援の連携について | ・相談支援との連携が不十分となっている（ヘルパー支援（生活支援）等は密）。 | 現状       | 相談支援事業所により連携取れない事業所あり。事業所より連絡をしても折り返しが無い事もある。   |
|                                   |                     |                                       | 提案・関連情報  | 市内相談支援事業所を大きく3グループに分け、近況確認などを行う。  |
|                                   |                     |                                       | 具体的取組    | 相談支援事業所と就労支援事業所の担当者を対象とした研修会を実施し、情報共有や連携について話し合う場を設ける。  |
| 2 精神科病院からの地域移行（主担当：ふなき）           | 施設・地域の受け入れについて      | ・地域の障害者に対する理解が進んでいない。                 | 現状       | 地域での精神障害者への偏見が強い。<br>自宅へ退院する場合、近隣住民が過去に本人の言動や行動に対し怖い思いをして恐怖を感じ、退院したらまた同じ状況になるのではないかと危惧されるケースがある。  |
|                                   |                     |                                       | 提案・関連情報  | 地域住民と当事者の交流の機会を作り、精神障害の正しい理解を求めていく。<br>近隣住民に対して本人の支援体制についての説明を行い理解を得られるよう働きかける。<br>宇部市ケア協議会精神部会にて当事者と地域住民と一緒に障害福祉サービス事業所の見学等を行うイベントを行っている。  |
|                                   |                     |                                       | 具体的取組    | ・あいさつ運動の実施、地域の行事やイベント、宇部市障害者ケア協議会精神障害部会のイベントなど様々な機会を通して精神障害への理解や普及啓発を行っていく。   |
| 3 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行（主担当：神原苑） |                     | 支援者のお互いの制度の理解が不十分。                    | 現状       | ・障害者総合支援法の相談支援専門員と介護保険法の介護支援専門員とが個別ケースの引継ぎを通じて関わる際に、お互いの制度の周知が不十分の為、スムーズな連携が難しい状況。<br>・相談支援専門員と介護支援専門員での合同の研修や学習会の機会が不足し、顔を合わせる機会が少ない。  |
|                                   |                     |                                       | 提案・関連情報  | ①障害・介護の相談員の双方が参加できる、合同の研修会の機会を確保する。<br>②各ブロック会議や事業所訪問を活用しつつ、地域包括や居宅介護支援事業所向けに障害制度説明、相談支援専門員向けに介護保険制度説明の機会を設ける。  |
|                                   |                     |                                       | 具体的取組    | ・各圏域の地域包括に依頼し、ブロック会議の参加及び障害が関連するケース検討の際での、障害制度や相談窓口の周知を行なう。<br>・障害・介護の各相談施設の事業所を訪問し、移行に伴うケースでの困り事など相談を受付、双方の関係機関に適宜助言等を行ないつつ支援を行なう。<br>・相談支援専門員と介護支援専門員の対象とした関係づくり、お互いの専門性の理解を深める学習会を企画・実施を図る。  |
| 4 親亡き後の課題（主担当：社会福祉協議会）            | ①地域生活について           | 本人の金銭管理能力がないなど本人の生活能力が不足している。         | 現状       | 既に成年後見人等による支援を受けている障害者以外で介護者が自宅で障害のある子どもを両親等だけで看ている場合、両親等が健常者である場合は、その必要性を感じていないこともあり、支援機関も関わっていない。両親等が高齢となり、障害のある子どもを看れなくなり相談がある。  |
|                                   |                     |                                       | 提案・関連情報  | 制度の周知と利用しやすい体制づくり。<br>地域福祉権利擁護事業、成年後見制度、一口後見人プロジェクト   |
|                                   |                     |                                       | 具体的取組    | 今年度、宇部市より「宇部市成年後見制度利用促進体制整備推進事業」を受託する。<br>本事業では、宇部市における成年後見制度の利用促進を図るため、専門職による専門的助言等の支援の確保や、地域課題の検討・調整・解決等を担う協議会の事務局など地域連携ネットワークのコーディネートの中核機関の設置に向けた検討を行うため、「宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会」を設置し検討する。<br>6/20(木)第1回検討会を実施。6/27(木)に成年後見制度に関する市民等の意識を調査するため、意識調査票送付する。(宇部市民1,000人と、施設・事業所(居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、特別養護老人ホーム、グループホーム)の介護支援員等約500人に送付。) 回答期日は7/12(金) |